

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成26年2月19日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人京都暁フットボールクラブ

(2) 代表者の氏名

森 貞男

(3) 主たる事務所の所在地

京都市中京区御幸町通夷川上る松本町567番地 ジュエリーまつきビル4F

(4) 定款に記載された目的

この法人は、京都府民並びに近隣府県民に対して、サッカー及び他のスポーツの振興に関する事業を行い、壮年・シニア層の健康維持促進、幼児・少年少女の健全育成を図ると共に、サッカーを通じて国際交流の一端を担い、さらにスポーツ施設・公園等の社会基盤整備に尽力して、公益の増進に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

平成26年2月7日

(文化市民局地域自治推進室)